

経 第 8 7 0 号
令和 3 年 2 月 8 日

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について (通知)

このことについて、緊急事態措置を実施する期間を令和3年3月7日まで延長したところですが、令和3年2月4日、内閣官房より緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項が示されました。

つきましては、別紙に記載する留意事項について、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行ってまいります。

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電話：043-223-2769

E-mail：keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp